

住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の減額措置について

平成19年度の税制改正により、高齢者・障害者等が居住する既存の住宅について、一定のバリアフリー改修工事を行った場合、町に申告すると固定資産税が減額されます。

対象となる住宅

新築されてから10年以上を経過した住宅(賃貸住宅は除く)について、平成19年4月1日から令和8年3月31日までの間に一定のバリアフリー改修工事を行った場合に、当該家屋に係る翌年度分の固定資産税の3分の1が減額されます。(1戸当たり100m²を限度)

居住者の要件(ア～ウのいずれかに該当する者が、申告時に居住していること)

- ア 65歳以上の方
- イ 要介護認定または要支援認定を受けている方
- ウ 障害のある方

対象となる工事(ア～クのいずれかに該当する工事で、補助金や介護保険からの給付金を除いた自己負担額が50万円以上であるもの)

- ア 廊下の拡幅
- イ 階段の勾配の緩和
- ウ 浴室の改良
- エ トイレの改良
- オ 手すりの取付
- カ 床の段差の解消
- キ 引き戸への取替え
- ク 床の滑り止め化

減額を受けるための手続き

改修工事終了後3か月以内に工事明細書や工事箇所の写真等の関係書類を添付して、役場税務課に申告してください。

※この制度は、新築住宅に対する減額の特例及び住宅の耐震改修に係る特例措置を受けている場合は適用されません。また1戸の住宅についてこの制度が適用されるのは1回限りです。